# 規　則

**○国家公安委員会規則第三号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和六年二月一日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

**第一条**　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） | （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） |
| **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 | **第二条**　［同上］ |
| ［一～四十七　略］ | ［一～四十七　同上］ |
| 四十八　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百四十条第一号、第百四十一条第一号、第百四十二条第一号、第百四十八条第五号、第百四十九条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第百五十一条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 | 四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第一号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第九十四条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 |
| ［四十九～六十　略］ | ［四十九～六十　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） | （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） |
| **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 | **第六条**　［同上］ |
| ［一～四十七　略］ | ［一～四十七　同上］ |
| 四十八　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百四十条第一号、第百四十一条第一号、第百四十二条第一号、第百四十八条第五号、第百四十九条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第百五十一条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 | 四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第一号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第九十四条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 |
| ［四十九～六十　同上］ | ［四十九～六十　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （暴力的不法行為等） | （暴力的不法行為等） |
| **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 | **第一条**　［同上］ |
| ［一～四十七　略］ | ［一～四十七　同上］ |
| 四十八　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百四十条第一号、第百四十一条第一号、第百四十二条第一号、第百四十八条第五号、第百四十九条第一号（第 | 四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第一号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号（第十六条第三項第一号に係る |